

学校において予防すべき感染症による欠席届

(学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置となる感染症)

令和 年 月 日

欠席の理由 (○をつける)	1. インフルエンザ(熱が下がった日: 月 日) 2. 百日咳 3. 麻疹(はしか) 4. 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 5. 風しん 6. 水痘(みずぼうそう) 7. 咽頭結膜熱(プール熱) 8. 結核 9. 髄膜炎菌性髄膜炎 10. 新型コロナウイルス感染症(熱が下がった日: 月 日) 11. *〔 〕 *医療機関で受けた診断名を裏面から選択し、記載してください
欠席の期間	令和 年 月 日()~令和 年 月 日() (上記の理由で早退した日も含みます)
受診した 医療機関	医療機関名
	住所
	電話番号
診断を 受けた日	令和 年 月 日()
症状が 出始めた日	令和 年 月 日()
添付する書類 (いずれかに✓をつ ける)	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書のコピー <input type="checkbox"/> 調剤明細書、領収書のコピー(受診後、保護者からの連絡必須) <input type="checkbox"/> 【市販のコロナ検査キットを使用した場合】陽性反応の出ている検査 キットと検査当日の日付がわかるものを同時に写した写真

年 組 番

生徒氏名

保護者氏名

- * 必要な書類が整わない場合は、通常の欠席として扱います。
- * 登校を再開してから2週間以内に提出してください。

※以下、学校で記入します

担任	養護教諭	生徒支援 GL	保健室 (保管)
	➡	➡	➡

<参考> 学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第18条）

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで （国への届け出が必要） ＊新たに指定感染症に指定された感染症は、第一種とみなされる
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群	
	特定鳥インフルエンザ（H5N1）	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日（幼児 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日、かつ、 <u>症状が軽快</u> ＊した後 1 日を経過するまで ※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。	
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス、パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症	感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で、出席停止指示の判断をする場合がある	